

○議長（田村市郎君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されており、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 宮沢良一君登壇）

○議会運営委員長（宮沢良一君） 御指名をいただきましたので、九月二十九日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。まず、本日の日程の順序でございますが、総務委員会において審議していただいた組織条例の一部改正の審査報告を最初にお願ひし、次に、これに関連する議案四件、次に、昭和五十八年度の各会計の決算認定についてとし、最後に、議員から出されました意見書の順で編成いたしました。

なお、組織条例に関連する議案につきましては、本会議の結論を待って追加議案として提案することの意見が出されましたが、議案をできるだけ早く送付する必要があるところから、本日、本日程に編成することとした次第であります。

次に、議案の取り扱いについてですが、昭和五十八年度の各会計

の決算については、お手元に御配付のとおり、各委員会に付託することとしたしましたが、特に、昭和五十八年度一般会計決算については、特別委員会を設置して審査すること、議会運営委員会は決定しております。なお、組織条例に係る議案四件と意見書については、慎重に審査の上、即決することといたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側、議会側にそれぞれ予定があり、特に、議会側の案件のうち二件については、本日程との関係もありますので、二回に分けて開催することとし、第一回は、日程第六の昭和五十八年度一般会計決算の上程前にお願ひし、第二回目は、本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますようお願いし、報告いたします。

○議長（田村市郎君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田村市郎君）　これより日程に入ります。

日程第一　議案第八十三号　福生市組織条例の一部を改正する
条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員
長から報告を願います。

（総務委員長　東田正治君登壇）

○総務委員長（東田正治君）　御指名でございますので、議案第八十三

号　福生市組織条例の一部を改正する条例について、当委員会の審
査報告と審査の概要報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）　別添参照。

まず、本案について理事者の説明を受けた後に、質疑に入りました。
委員より、市長が五月の選挙の公約を踏まえて組織の改正をす
るということであれば、行財政の改革ということを最重点として出して

こなければならなかったと思うわけであるけれども、この改正案をつくるに
当たってはそれらのことを検討されたことと思う。そこで、渉外担当の
主幹ができるわけであるが、その渉外担当についてのどのような考え方を
持っているのか。また、今後の行財政改革に対する取り組み方、見通
し等があれば示していただきたい。また、人事面について、年功序列型
は無難でよいけれども、反面、市役所内部において士気の沈滞という
ことも憂慮されることでもあり、改正に伴う人事についての基本的な考
え方はどうなのか。

そういう質問に対しまして、理事者より、検討委員会として、
これからの市の行政需要と社会事情の変化に対して新しい事業等が
ある場合には、人止魚が主になってやることになっているので、その辺で企画
財政の体制を強化する必要があるだろうということから、渉外関係に
専門で携わる職員を置いた方がよいということから、渉外担当という
形で主幹と主査を配置したということであると。将来的な行財政の改
革については、短期にいろいろやることも困難であるので、財政も含めてい

いろいろな角度から将来計画を立てて検討していきたい。人事につきましては市職員、特に管理職にあっては、市民に信頼されること、情報を早く知り、速やかに対処できることが重要であり、そうでなければうまくいかないのではないかと考えている。そういうことのわかる人を幹部職員として適切に配置をしていきたい、こういう基本的な考え方を持っているという答弁がございました。

委員より、組織検討委員会が本年の二月にできて、検討した結果、前回改正案として提出され、本会議と委員会で指摘があり、訂正されて当提案がなされたわけであるけれども、組織検討委員会はいつ開かれたのか。また、附則の施行期日については、具体的にいつ考えているのか、との質疑に対して、理事者より、この八十三号については、組織検討委員会は十八日に現在の案について検討し、原案のとおり決定したわけである。施行期日については、目標としてはなるべく早くということで準備を進めて、いまのところ二十五日をめどに作業を進めるよう準備中であるとの答弁がありました。

さらに、委員より、幾つか意見、要望等がありましたので概略申し上げますと、組織は人なり、そこに携わる人で決まる。主観があるので適材適所はむずかしいと思うが、大胆な人事を、魅力ある人事をぜひお願いし、活性化を図っていただきたい。提案に不備と、配慮が足りなかったのではないか。たとえば実施時期を十月一日とするならば、六月に提案し、九月に予算とかその関連を出すことが当然だと思う。このようなことは二度とないようにされたい。また、本年二月に出された実施計画をすぐに変えるということも、組織改正をしたいという意思の強いことは十分にわかるけれども、遺憾な点もないとは言えない。また、強い指導力を発揮して今後に臨んでいただきたいとの強い要望がありました。

市長より、福生市議会始まって以来という九月定例会において、私もどもでいろいろと迷惑をおかけして申しわけないと思っています。私も今後、そういうことのないように、二度とあってはいけないということで銘記していきたい。今後、ますます情勢は厳しくなっておりますので、福生市の発展のために私どもと一緒に働いていただきたいとの発言がありました。

その後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ当委員会の報告とおり決定くださいますようお願い申し上げます。まして審査報告とさせていただきます。

○議長

(田村市郎君) 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第八十三号について採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長長の報告とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(田村市郎君) 異議なしと認めます。よって議案第八十三号

は、委員長長の報告とおり可決されました。

○議長

(田村市郎君)

日程第二

議案第五十一号

福生市史編

さん委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君)

議案第五十一号

福生市史編さん委

員会条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

御承知のとおり、市史編さんは審議機関として編さん委員会がご

ざいます。この委員会の事務については、現在は企画財政部で処理して

おりますが、今回の組織改正により市史編さん室が設置されましたので、第八条中、企画財政部を企画財政部市史編さん室に改めて、事務を従来の企画財政部から編さん室に改正しようとするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日は市規則で定めようというものです。

以上、はなはだ雑駁ですが、慎重御審議の上、原案どおり御可決くだされます御願ひ申し上げまして説明を終わります。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

これより議案第五十一号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十一号は原案のとおり可決されました。

○議長（田村市郎君） 日程第三 議案第五十六号 福生市予防

接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を議題といた

します。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 井上久男君登壇）

○市民部長（井上久男君） 御指名をいただきまして、議案第五十六号、

福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本案は、市組織の一部を改正することに伴い、本条例の一部を改正することが生じたため提案した次第でございます。

それでは内容について御説明申し上げます。

第七条中、委員会の庶務は市民部衛生課とあるものを福祉部健康管理課に改めようとするものであります。

なお、附則においては、施行期日を市規則で定めようとするものでございます。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。御説明を終わります。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

これより議案第五十六号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって、議案第五十六

号は原案のとおり可決されました。

○議長（田村市郎君） 日程第四 議案第八十号 昭和五十九年度

福生市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君 登壇）

○企画財政部長（生子国利君）

御指名をいただきましたので、議案第八十

号 昭和五十九年度福生市一般会計補正予算（第四号）につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほど御議決いただきました組織条例

の一部改正に関連いたします。補正予算で、職員人件費にかかわる給料、

職員手当、共済費並びに退職手当負担金について、各予算項目の内

容を精査し、増減調整をしようとするものです。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。

まず、予算書の一ページをお開きいただきたいと思います。

総則でございますが、第一条として、歳入歳出補正予算の款項の

区分及び金額は、第一表 歳入歳出補正予算によると定めたものでござ

います。

次に、二ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出でございますが、総務費において三百四十八万六千円追加

補正でございますが、総務管理費において九百八十五万四千円の追加補

正は、今回の組織改正により、総務管理費で賄われる人件費として増員が見込まれることによる追加補正で、企画財政課に渉外担当及び電算化担当を新設すること等、また、防災業務の充実を図ることから、防災係職員の増、これらをあわせて五名の増員、それと庶務職員課と管財課のそれぞれ一名の計二名減員の相殺人件費分、三名分でございます。渉外担当主幹の管理職手当を含んだ追加補正と相なっております。

次に、徴税費につきましては、二百三十一万八千円減額補正については、市民税、資産税係、それぞれ一名ずつの減員と、収納係の増員一名増による相殺減員分一名分の職員人件費でございます。

次の戸籍住民基本台帳費の三百九十八万円の減額補正につきましては、課の統合に伴いまして、管理職手当を含む課長一名分の人件費減額補正でございます。

監査委員会費六万七千円の減額につきましては、部長相当職から課長職に改正することにより、管理職手当の減額でございます。

次に、民生費ですが、社会福祉費の二百三十一万八千円の減額については、現行福祉部保険年金課を市民部市民課に組織がえします。が、年金係職員一名減による人件費分でございます。

次に、生活保護費二百三十一万八千円を追加補正は、福祉事務所福祉第一係の増員一名分の人件費追加額でございます。

次に、衛生費の六百二十八万一千円の追加補正は、まず、保健衛生費において二百三十一万八千円の追加補正は、今回の組織改正により、市民部衛生課健康管理係を福祉部に組織がえして課に昇格させ、業務の充実を図ることから、係の増員一名分の人件費でございます。

清掃費の三百九十六万三千円の追加補正は、現行市民部市民課と衛生課の統廃合により、新たに環境防災課設置に伴う管理職手当を含んだ課長職一名分の人件費でございます。

次に、農林水産業費の農業費二百三十一万八千円の減額補正は、農業緑化係一名分の減員人件費でございます。

次に、土木費でございますが、七百万四千円の減額で、これは建設部の土木課の係の統合による係長職の一名を含む二名分の減員人件費でございます。

都市計画費百七十八万六千円の減額補正につきましては、現行の都市計画課を都市開発課と改め、開発係を分離し、三係とし、西口再開発担当を新設し、主査を設けること。また、施設課建築係の増員、施設係の退職による減員との相殺人件費でございます。

次に、教育費百二十九万四千円の減額補正につきましては、小学校費におきまして学童擁護員廃止に伴う一名減員による人件費。

次に、予備費でございますが、八十四万九千円の追加補正につきましては、今回の人件費精査減額財源の調整による追加補正でございます。

以上で説明を終わりますが、各予算の目にかかわる人員並びに職員手当の内訳につきましては、附属資料の給与明細書を御参照いただきたいと思います。

なお、この予算の提案につきましては、地方自治法二百二十二条により

まして、予算上の措置を十分すべきだというふうに御指摘いただいたわけですが、これらにつきましては十分反省いたしまして、今後このようなことのないよう十分注意いたしたいというふうに考えております。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議いただきまして、原案どおり御可決くださいますよう御願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

これより議案八十号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって、議案第八十

号は原案のとおり可決されました。

○議長（田村市郎君） 日程第五 議案第八十一号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君 登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第八十一号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、組織条例の一部改正に伴う職員人件費の補正で、二名減となっておりますのでその補正でございます。まず、一ページの総則でございますが、第一条で、歳入歳出予算の金額は第一表の歳入歳出予算補正によることを定めようとするものでございます。

次に、二ページの第一表 歳入歳出予算補正でございますが、今回の補正は歳出のみの補正でございます。その内容は、総務費の総務管理費で、四百六十三万一千円の減額補正でございます。これは先ほど申し上げましたとおり、職員二名の減によるものでございます。

次に、予備費でございますが、四百六十三万一千円の補正でございます。これは総務費で減額いたしましたものを予備費に充当いたしましたものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

これより議案第八十一号について採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって、議案第八十一

号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前十時二十七分 休憩

午前十一時十一分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第六 議案第六十八号 昭和五十八年度福生市一般会計
決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(収入役 高水 求君登壇)

○議長(田村市郎君) 御指名がございましたので、議案について御説明申し上げるわけでございますけれども、本件につきましては、かねてか

ら議会の皆様方から強い御要望もありましたし、また、執行機関といたしましても、市民になるべく早くこの決算の内容についてお知らせをしなければならぬというような意味合いから、今回は、九月の定例議会にその審査をお願いした次第でありますけれども、何分会期末の御提案で何かと御迷惑をおかけしてまことに申しわけないと存じますが、何とか特別のお取り計らいをお願い申し上げる次第でございます。

それでは議案第六十八号昭和五十八年度福生市一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げますが、昭和五十八年度も大変厳しい財政環境の中にありましたにもかかわりませず、黒字をもって昭和五十八年度の決算が締めくくられてきたということは、これらとえに議員先生方の御協力はもちろんのこと、市民各位の深い御理解と御協力のたまものと深く感謝申し上げます。ひとつ今後ともよろしく御指導を賜りたいと存ずる次第でございます。

それでは決算の概要について御説明申し上げますので、